

市役所からの お知らせ

国民年金

学生納付特例制度

20歳以上の学生の方は、国民年金に加入しなければなりません。保険料の納付が困難で、学生本人の所得が一定額（約118万円）以下であれば、学生納付特例制度を申請することが出来ます。承認されると保険料の納付が猶予され、学生納付特例期間中の傷病や不慮の事故などにより障がいが残った場合、障害基礎年金の請求が出来ます。なお、学生納付特例期間は年金の受給資格期間

に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

※学生納付特例期間の保険料は、承認を受けた月以降、10年以内であれば遡って納めること（追納）が出来ます。

※毎年度申請が必要となります。

対象 学校教育法に規定する大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校等に在学する学生
※これ以外の教育施設でも対象校になる場合があります。

手続き 市民課へ学生証（写）または在学証明書・年金手帳・印鑑を持参してください。

また、50歳未満の学生でない方で、保険料の納付が困難で、本人及び配偶者の所得が一定額以下であれば、納付猶予制度を申請することが出来ます。

問合せ 市民課

☎（275）6241

学生納付特例申請書（ハガキ形式）を送付

平成29年度の学生納付特例の承認を受けた方で、平成30年4月以降も

引き続き在学予定であることをあらかじめ把握できた方に対して、日本年金機構から4月頃に基礎年金番号等の事項を印字した学生納付特例申請書（ハガキ形式）を送付します。

引き続き在学中の場合は、必要事項を記入し、返送することによって平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）についても学生納付特例申請を行うことが出来ます。

問合せ 堺西年金事務所

☎（243）7900

国民健康保険

国民健康保険の人間ドック

国民健康保険に加入の昭和18年4月2日～6月30日生まれの方で、国民健康保険で人間ドックを受診される場合、申請が必要です。受診を希望する方は、お早めに健幸づくり課までご連絡ください。

※75歳を迎えられる方は誕生日から後期高齢者医療制度で受診可

問合せ 健幸づくり課

☎（275）6374

申請による

後期高齢者医療制度への加入

65歳～74歳の方で、申請により大阪府後期高齢者医療広域連合が一定の障がいがあると認めた方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

▼一定の障がいの程度とは：国民年金法等における障害年金1・2級、身体障害手帳1・2・3級及び4級の一部（音声機能・言語機能の障がいまたは下肢障がい1・3・4号）、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの方

なお、一定の障がいがあると認定された65歳～74歳の方については、認定後も75歳になるまでは、後期高齢者医療制度の障がい認定の申請を将来に向かって撤回することが可能です。ただし、撤回届の提出が必要です。（撤回届の提出により、身体障害者手帳等や障害年金受給資格等が無効になることはありません）

問合せ 健幸づくり課

☎（275）6392

各種

固定資産の縦覧

固定資産税の納税義務者は、土地及び家屋の価格等縦覧帳簿により、自己の所有する土地・家屋の価格と市内の他の土地・家屋の価格を比較することが出来ます。

縦覧期間 4月1日～5月31日（土

・日曜日、祝日は除く）

縦覧場所 税務課固定資産税係

縦覧できる方 土地価格等縦覧帳簿

は土地の納税者等、家屋価格等縦覧帳簿は家屋の納税者等

必要なもの 納税通知書や運転免許

証などの本人確認ができるもの

※代理人の場合は委任状等

なお、家屋新増築または地目変換等により変更された評価額に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日から3か月以内であれば、固定資産評価審査委員会へ審査の申し出ができます。

問合先 税務課

☎ (275) 6109

有料普通ごみ処理券・粗大ごみ処理券取扱所の解除

次の事業所が有料普通ごみ処理券取扱所から解除されました。

■ホテルステージ「加茂1・19・20」

問合先 生活環境課

☎ (275) 6266

平成30年度分の無料普通ごみ処理券を配付

3月中旬以降に本市に住民登録のある方へ、平成30年度分の無料普通ごみ処理券を送付します。なお、本市に住民票を移されていない方には、無料普通ごみ処理券は郵送されないで、印鑑と居住していることがわかる書類（住居の賃貸借契約書や公共料金の領収書など、氏名と住所が確認できるもの）を持って、生活環境課で交付申請をしてください。

■ご注意ください

・平成30年度分のシール（青色）は、4月1日以降の収集日に出すごみにご使用ください。なお、平成29年度の無料普通ごみ処理券（緑色）を使い切らずに残された場合は、日用品

住 所		4月	5月	6月	7月	8月	9月
平成30年度 上半期 くみ取り日程	取 石 1丁目・2丁目(6～11・13・15・18・19・23・26～28・30・33・34・38・39・46・47)	2(月) 16(月)	1(火) 18(金)	1(金) 15(金)	6/30(土) 13(金)	7/30(月) 17(金)	8/31(金) 14(金)
	取 石 2丁目(31・41・43・45・48)・3丁目	3(火) 17(火)	2(水) 21(月)	2(土) 18(月)	2(月) 14(土)	7/31(火) 18(土)	1(土) 15(土)
	取 石 4丁目～7丁目	4(水) 18(水)	7(月) 22(火)	4(月) 19(火)	3(火) 17(火)	1(水) 20(月)	3(月) 18(火)
	千代田 1丁目～6丁目、綾 園 7丁目 東羽衣 4丁目(1～7)	5(木) 19(木)	8(火) 23(水)	5(火) 20(水)	4(水) 18(水)	2(木) 21(火)	4(火) 19(水)
	高師浜 1丁目～4丁目、羽 衣 1・3丁目、東羽衣 1・2丁目 東羽衣 3丁目(13・14・16)・5丁目(8・20・26)	6(金) 20(金)	9(水) 24(木)	6(水) 21(木)	5(木) 19(木)	3(金) 22(水)	5(水) 20(木)
	東羽衣 3丁目(1～12・18)・4丁目(12)・5丁目(1～7・9～19 21～25・27・28)・6丁目・7丁目 加 茂 1丁目(5・8～10・12・13・16・17・19)	7(土) 23(月)	10(木) 25(金)	7(木) 22(金)	6(金) 20(金)	6(月) 23(木)	6(木) 21(金)
	加 茂 1丁目(11・14・15) 綾 園 1丁目・2丁目(1)・3丁目・4丁目・6丁目(6・16・18・20)	9(月) 24(火)	11(金) 26(土)	8(金) 25(月)	7(土) 23(月)	7(火) 24(金)	7(金) 25(火)
	綾 園 2丁目(9～23)・6丁目(4・5・12・14・15・19・21)	10(火) 25(水)	14(月) 28(月)	11(月) 26(火)	9(月) 24(火)	8(水) 27(月)	10(月) 26(水)
	綾 園 2丁目(2～8)・6丁目(1・7～11・13・22・23)、 加 茂 2丁目(6・7・23・30)・3丁目(1・6)	11(水) 26(木)	15(火) 29(火)	12(火) 27(水)	10(火) 25(水)	9(木) 28(火)	11(火) 27(木)
	取 石 2丁目(37) 加 茂 2丁目(1・14・17・24・26)・3丁目(8・10)・4丁目(11) 西取石 1丁目(1・2・4・10～15・18)・3丁目(1・5・11・18・19)	12(木) 27(金)	16(水) 30(水)	13(水) 28(木)	11(水) 26(木)	10(金) 29(水)	12(水) 28(金)
問合先 生活環境課 ☎ (275) 6266	取 石 2丁目(4・5・12・14・16・17・25)、 西取石 1丁目(9・16・17・19・22)・3丁目(9・14・15)	13(金) 28(土)	17(木) 31(木)	14(木) 29(金)	12(木) 27(金)	16(木) 30(木)	13(木) 29(土)

※悪天候の場合は、日程を変更することがあります。
※くみ取り日は、作業がしやすいように通路の確保等にご協力をお願いします。
※世帯人数、便槽に変更があった場合は、ご連絡ください。

狂犬病の予防注射 飼犬登録

問合先 生活環境課 ☎(275)6266

飼犬は生後3か月を過ぎると、飼犬登録と年1回の狂犬病の予防注射が必要です。

狂犬病の予防注射は、お近くの動物病院か市が実施する集合注射で受けることができます。

集合注射については、次のとおりです。集合注射に来られる場合は、飼犬登録されている方に送る通知に同封の問診票に必要事項を記入し必ず持参してください。

また、各会場で飼犬登録を受け付けています。飼犬登録がまだの場合は、登録をしてください。

なお、雨天の場合、中止することがあります。

予防注射費用 3,250円 (注射料2700円、注射済票550円)

飼犬登録料 3,000円

日程	時間	場所
4/17	午前10:30~12:00 午後1:30~3:00	東羽衣公民館 デージードーム
4/18	午前10:30~12:00 午後1:30~3:00	とろしプラザ 羽衣ポンプ場 (浜寺公園)
4/19	午前10:30~12:00 午後1:30~3:00	市役所(別館入口) 市役所(別館入口)

自動車安全運転者講習会

春の全国交通安全運動(4月6日~15日)を前に、講習会を行います。

日程・場所 3月23日・羽衣公民館、29日・中央公民館、30日・デージードーム、4月4日・とろしプラザ

との交換を予定しているの、残ったシールは捨てずに必ず保管しておいてください。詳しくは、今後の広報紙等でお知らせします。
・普通(可燃)ごみ以外には、シールは必要ありません。

問合先 生活環境課

☎(275) 6266

障がい者の法定雇用率が引き上げ

すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。4月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げとなり、民間企業では2.2%(+0.2%)となります。詳しくは、ハローワーク泉大津☎0725(32)5181へお問い合わせください。

時間 いずれも午後7時~8時(受付:午後6時30分から)
申込 当日直接会場へ
問合先 土木公園課
☎(275) 6478

日本の法律は関係ない? 海外マルチ事業者とのトラブル

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



学校の友人から、「海外サイトの代理店となり、自分が紹介した人がそのサイト経由で買い物をすると紹介マージンが入る」というビジネスの勧誘を受けた。友人は20万円ほど報酬を得ているらしい。世界規模で展開している企業と言われ、友人を信用して契約し、約30万円をクレジットカードで支払ったが、その後「日本での展開が怪しくなってきた」と言われ不安になった。クーリング・オフしたいが、サイト上の規約には「3日を越えると無条件解約できない」とある。(学生 男性)



友人やSNSを通じて勧誘され、海外のマルチ事業者とトラブルになったという相談が寄せられています。海外事業者の中には「日本の法律は関係ない」と主張し、解約等に応じないケースがみられますが、日本で海外事業者と契約した消費者はクーリング・オフ等を主張出来る場合があります。友人からの誘いであっても、簡単にもうかるなどの説明をうのみにせず、契約前には、契約内容やリスク等をよく確認しましょう。理解できない場合は、安易に契約しないことが大切です。不安に思ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、消費生活センターへ
☎(267)5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は消費生活センターホットライン☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「子どもサポート情報第118号」から抜粋・イラスト黒崎玄

たかいし合同企業説明会の 参加企業を募集

人材確保や若年求職者の雇用創出を図るため、2019年に大学を卒業予定の方や概ね34歳までの求職者を対象に開催する企業説明会の参加企業を募集します。

日時 5月29日(火) 午後1時20分～4時

場所 アプラたかいし(ギャラリー)
募集 15社(先着順)

参加費 無料

■参加企業向け事前セミナー

自社の魅力を効果的にPRするための専門家による採用力アップセミナーを実施します。

日時 5月10日(木) 午後1時30分～4時

場所 高石商工会議所(3階)

受講料 無料

講師 今恒男さん(株)パーソナル
ヴィジョン研究所)

申込・問合先 いずれも3月30日までに申込書に必要事項を記入し、高石商工会議所☎(264)1888へ。詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎[http://www.takaishic.or.jp]

みんないっしょに生きる社会を

まっぼくり

東日本大震災に起因する いじめの防止について

東日本大震災から7年が経過します。大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に、壊滅的な被害をもたらす未曾有の大災害となり、さらに、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、今なお多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや、被災地からの避難者に対するいじめ等の人権問題が発生しています。

昨年4月11日には、文部科学大臣が「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒へのいじめの防止について」と題するメッセージを、児童生徒、保護者や地域住民、教育委員会等の職員や学校の教職員に向けて発表しました。

児童生徒の皆さんへのメッセージでは、「東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒の方へのいじめが起きている。震災や避難生活によりつらい思いをされている方を、さらに傷つける行為は、決してあってはならないと思います」と呼びかけています。「いじめを防ぐためには、相手の立場になって思いやりをもって行動することが必要です。震災を経験して、ふるさとを離れてなれない環境の中で生活を送る友達のことを理解し、その方によりそい、一緒に支え合いながら学校生活を送ってほしいと思います。また、放射線について科学的に理解することも大事なことです。そうすれば、皆さんが、こうした友達へのいじめをする側にも、見て見ぬふりをする側にもならず、いじめをなくすことができる」と私は信じています。

次に、保護者や地域住民の皆さんへは、「子どもたちは、親や地域の大人の言動を見ています。被災児童生徒へのいじめの背景の一つには、避難されている方々への誤解や、被災地の状況や放射線に関する理解不足からくる、大人の配慮に欠ける言動があるとも考えられます」と記し、まずは大人である私たちが、被災された方々の思いを理解することや、放射線について科学的に正しく理解することが必要であると呼びかけています。

そして、教育委員会等の職員や学校の教職員の皆さんへは、「現在でも、多くの被災児童生徒が、震災による心身への多大な影響や、慣れない環境への不安感等を抱えながら生活をしていきます。各学校において、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、被災地の状況に係る情報を正しく理解できるよう、取組をお願いいたします。そして、改めて、心のケアをはじめとする被災児童生徒に対する格別の配慮を行うとともに、周囲の児童生徒が被災児童生徒に対して温かく接するよう、日常的な指導の徹底をお願いいたします」と語っています。

法務省においても、東日本大震災に起因する人権問題を、主な人権課題の一つに掲げさまざまな啓発活動を行っています。メッセージにもあるように、一人ひとりが、科学的な知識を身に付け、状況や情報を正しく理解するとともに、相手の立場になって思いやる心を持った行動が大切ではないのでしょうか。

人権推進課

☎(275) 6279